

令和4年度

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年11月28日

石巻市農業委員会

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年11月28日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 石巻市標準農作業料金検討協議会設置要領の一部改正について

閉 会

出席委員（18名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	17番	日野智	委員
18番	伏見晃也	委員	19番	三浦孝一	委員

欠席委員（1名）

16番 今野勝夫 委員

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
25番	三浦和恵	委員	26番	首藤勝博	委員
27番	山口修一	委員	28番	齋藤忠直	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	石川雅洋	委員	34番	山田茂樹	委員
35番	勝又功	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

24番	武山礼二	委員	36番	西條健一	委員
37番	榊田有司	委員			

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	高橋伸明	事務局 次長
渡辺和子	事務局 局長補佐 兼農地係長	齋藤敏幸	主幹

村上 浩則 主 幹
菅井 泰弘 主任 主事

山本 万里 主任 主事
若井 慎太郎 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第8回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時36分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は17名であります。今野勝夫農業委員、武山礼二推進委員、西條健一推進委員、榊田有司推進委員から欠席の報告がございました。定足数に達しておりますことから、会議は成立いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番前野利春委員、17番日野智委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年11月18日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地法第5条第1項第7

号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は2ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は農用地利用集積計画による売買のためでございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は3ページから6ページです。今月の受理件数は10件で、解約の理由は貸人の都合のためが3件、農用地利用集積計画による売買のためが6件、借人の都合のためが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は7ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は資材置場敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の8ページ、位置図につきましては9ページを御覧願います。申請地は農振農用地の区域外、市街化調整区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は原野となっております。長年不耕作のところ、北側、東側の山林と一体化し原野化しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号2、議案書は8ページ、位置図は10ページです。申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は原野となっております。令和元年5月の相続時点で既に原野化していたものです。非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性はなく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 11月21日に開催いたしました農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、慎重審議いたしました結果、いずれも県が示す非農地判断基準及び非農地証明の範囲に合致していることから、承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。番号1番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田6筆、面積3,791㎡です。

番号2番から番号4番は、譲受人が同一の案件です。番号2番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積279㎡です。

議案書の12ページを御覧ください。番号3番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積42㎡です。

番号4番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積80㎡です。

説明は以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐藤克美委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） ないようでございますので、採決いたします。

本案4件について、願出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について願出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の13ページ、位置図につきましては14ページを御覧ください。住宅の建築のための転用です。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから第3種農地と判断できます。なお、既に一部が転用されていることから始末書が提出されています。

次に、番号2、議案書は13ページ、位置図は15ページです。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に砂利敷となっていることからてんまつ書が提出されています。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 ご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてのご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案 2 件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第 4 号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第 6、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○村上浩則主幹 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号 1、議案書の 16 ページ、位置図につきましては 17 ページを御覧願います。住宅建設のための転用です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用できます。

次に、番号 2、議案書は 16 ページ、位置図は 18 ページです。社会福祉施設敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 ご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案 2 件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案 2 件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第 5 号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第 7、議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、19ページから27ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。資料の1ページを御覧ください。初めに、宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は1件で、計3筆、合計面積は3,093㎡です。

貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は米による物納60kgです。

次に、相対による利用権設定は6件で、計29筆、合計面積は3万5,419㎡です。

貸借期間は10年から10年1か月で、10a当たりの賃借料は1万円から1万1,000円です。また、米による物納が60kgです。

次に、資料の2ページを御覧ください。所有権移転については10件で、計23筆、合計面積は2万5,848㎡です。10a当たりの売買単価は18万1,347円から41万5,789円です。

また、うち1件は贈与での所有権移転です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 ご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の1件、利用権設定の6件及び所有権移転の10件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がございましたけれども、初めに一括方式について審議をいたします。議案書は、19ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案の一括方式1件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式1件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、利用権設定について審議いたします。議案書は、20ページから23ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定6件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定6件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は、24ページから27ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転10件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転10件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市標準農作業料金検討協議会設置要領の一部改正についてを議題といたします。

議案書は28ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○高橋申明事務局次長 第6号議案 石巻市標準農作業料金検討協議会設置要領の一部改正（案）についてご説明いたしますので、別冊2をご用意願います。

今回の一部改正は、標準農作業料金検討協議会委員の選考基準を明確にするとともに、委員の人数を19人から17人以内に改正しようとするものです。

初めに、概要を説明いたしますと、石巻市標準農作業料金検討協議会委員については、昨年まで平成30年に廃止した石巻市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例を基に選挙区から農業者代表8人以内、選挙区ごとに出し手農家の代表各1人、受け手農家の代表各1人を基本とするという基準で農業者代表を例年同じ人をお願いしておりましたが、既に選考根拠を失っており、基準の説明ができない状況にあることから、この機会に要領を一部改正し、選考基準を明確にしたいと考えております。

したがって、今年度からは、廃止した条例ではなく、農業委員及び農地利用最適化推進委員を農家の代表という大前提の考えの下に、各ブロックから農業委員1名、ただし中立委員を除く、最適化推進委員1名を選考することにより選考基準を明確にし、併せて協議会の人数を19人以内から17人以内に改正したいというものです。

それでは、一部改正案の内容についてご説明いたしますので、別冊2の2ページ、一部改正案をご

用意願います。消線は条文から削る部分、黒枠は新たに条文に加える部分となります。

第1条では、「農業委員会」という文言が出てくるので、石巻市農業委員会（以下「農業委員会」という）という文言を第3条第3号から第1条に移動するものです。

第2条では、協議会での検討結果を農業委員会に報告するという文言を加えるものです。

第3条本文では、委員の人数を19人以内から17人以内に改正するものであり、同条第3号では、先ほど第1条で説明したとおり「石巻市」及び「(以下「農業委員会」という)」という文言を第1条に移動するため削るものです。

同条第4号では、「農業者の代表8人以内（出し手農家の代表4人、受け手農家の代表4人を基本とする）」を「農業委員4人、農地利用最適化推進委員4人」に改め、併せて中立委員と農地利用最適化推進委員の法律上の立場を表記するものです。

同条第5号は、これまでの第5号を削り第6号を第5号に繰り上げるものです。

第5条は、会議の招集者を「農業委員会会長」から「協議会の会長」へ改めるものです。

なお、本要領の施行期日を令和4年12月1日とするものです。

また、3ページには新旧対照表、4ページには改正案全文を添付しております。

一部改正案の説明は以上となりますが、事務局といたしましては農業委員、推進委員は常に出し手農家、受け手農家双方の意見を中立的な立場で聞き入れ、適正な判断をいただいているものと認識しております。

また、標準農作業料金案については、昨年までと同様、JAより資料の提供を受け、さらに東松島市及び美里町の担当者と数回打合せをし、互いに情報共有しながら作成しているところです。

なお、東松島市や大崎市の農業委員会でも農作業料金検討協議会の構成員については、中立的な立場の観点から、以前より農業委員等を中心に構成しているとのことでした。

以上のようなことから、第6号議案 石巻市標準農作業料金検討協議会設置要領の一部改正案を提案いたしました次第であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○三浦孝一会長 ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。

委員さん、どうぞ。

○河北3区山口修一委員 二俣地区の山口です。ただいまご説明をいただきましたけれども、2点ほどご質問させていただきます。

1点目は、作業料金というのは、やはり出し手、受け手の人たちが基本として使うものだと思います。であるならば、今までどおり出し手、受け手、4人、4人というのは非常に私はベターなやり方だったのではないかなと、このように思っているわけでございます。

2点目は、委員が19名から17名に変更になると。17名のうち、農業委員会に属する委員が10名になるということですね。とすれば、当然過半数を農業委員の人たちで占める。非常に重責を背負うのではないかなと、このように思われるのです。

そうした観点で、特に令和5年度なんかについては、肥料、農薬、燃料が非常にコストが上がっているということで、来年度の標準価格というものは非常に関心度が高まってくると、このように思っております。

そんなこんなで、1つは人数、農業委員会が10人を占めるという、そして出し手、受け手の部分を農業委員と推進委員が担うと、そういうことについてちょっと懸念している、心配しているところでございます。そうしたところの事務局のほうからのご見解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（三浦孝一会長） それでは、事務局お願いします。

○渋谷幸伸事務局長 お答えいたします。

今の山口委員のご意見と申しますか、ご主張、理解いたします。そのとおりであろうかとは存じません。しかしですが、先ほど提案理由として次長が説明したとおり、昨年までお呼びしていた出し手、受け手の方々がそもそもの出し手、受け手の代表であるといえない状況にございます。ちなみに、昨年の検討協議会におきましては、出し手の方から積極的な意見発言というものはちょっと見られなくて、こちらで指名して伺ったところ、「やってもらっただけでありがたい。」とか、「受け手が損しないように。」「両方で話し合っ。」というような一言ずつがありました。

そこで我々のほうでちょっと危惧するところとしては、その方々、今は例として出し手云々と言いましたが、その方々の話が先ほど次長説明のとおり選考根拠がないため、地域の声であるというふうに我々が説明しにくいところがございます。恐らく地域というよりも、出し手個人の意見というところが大きいかと感じております。それが駄目だということではありませんが、逆に農業委員、推進委員の皆様の方がより多くの受け手、出し手の方からお話を聞いているのは間違いないと存じます。改めてというよりも、ふだんの活動の中で特に意識しておられなくても、そういった話を耳にされていると考えております。なので、当然通常の活動で受け手の話を聞く時間もあれば、それに応じて出し手の話も間接的にでも聞いているのではないかと考えております。よって、少なくとも前回の協議会のほうでお呼びした出し手4人、それ以上の声を農業委員さん、推進委員さんは拾っていると考えております。さすれば、今までよりも地域の声と言ってもおかしくない状況になると考えております。委員構成に関しましては、農業委員会は本件に関してかなり重責を担っているのは前々からでございます。今改正において責任度合が変わるとは考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局からの回答がございましたけれども、山口委員さん、それに対しまして。

○河北3区山口修一委員 分かりました。ありがとうございました。

○議長（三浦孝一会長） よろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、ないようですので、採決をいたしたいと思います。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和4年度第8回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時08分 閉会